

平成 29 年度 ETC2.0 車載器導入促進助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額
平成 29 年度 100 万円
2. 助成対象機器等
ITS-TEA ((一財) ITS サービス高度化機構) が認定した ETC2.0 車載器とする。
3. 助成額
助成額は、以下のとおりとする。
5,000 円/1 台
4. 助成台数
助成台数は、1 事業者 5 台までとする。
5. 実施期間等
申請受付期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 5 日までとする。
期間中に導入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。
※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。
6. 交付要綱
「ETC2.0 車載器導入促進助成金交付要綱」のとおり

ETC2. O車載器導入促進助成金交付要綱

平成28年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

(目的)

第1条 高速道路利用料金収受だけでなく、渋滞回避や安全運転の支援といった、事業者やドライバーにとって有益な情報を受けることができるETC2. O車載器の装着促進を目的とする。

(対象装置)

第2条 ITS-TEA ((一財) ITSサービス高度化機構) が認定したETC2. O車載器とする。

(助成対象)

第3条 ETC2. O車載器を導入する会員事業者(以下「事業者」という。)に対して助成を行う。

(装着対象車両)

第4条 ETC2. O車載器を装着する車両は、徳島県内に使用の本拠を置く営業用(緑ナンバー)貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。
また、助成限度台数についても毎年実施要領で定めることとする。

(助成金の請求)

第6条 事業者は、毎年実施要領で定める申請受付期間中に、様式1の「ETC2. O車載器導入促進助成金交付申請書」により、添付書類とともに徳ト協に対して助成金を請求しなければならない。
但し、請求は受付順とし、予算額に達した時点で終了するものとする。

(助成金交付)

第7条 徳ト協は、前条の「ETC2. O車載器導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその申請書を審査し条件に適合すると認めるときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの

期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ徳ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

（附則）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。